

いわきグリーンフィールド等のネーミングライツ・パートナー募集 について

21 世紀の森公園は、いわき市の中核的な交流施設として整備された総合公園であり、園内には、いわきグリーンフィールド（球技場）やいわきグリーンスタジアム（野球場）などの運動施設を備えています。

いわきグリーンフィールドは、本市スポーツツーリズムの更なる推進を図るため、多目的広場も含め、施設の高規格化に向けた改修工事を行ったところであり、現在、J2 に昇格した「いわき F C」のホームスタジアムとして活用が開始されました。

また、いわきグリーンスタジアムは、プロ野球オールスターゲームや WBSC U-15 ベースボールワールドカップなど、国内外の重要な大会を開催した実績を持つ野球場であり、今後も市の主要施設として活用が期待される施設です。

市では、こうした施設の安定的な管理、運営に資する財源確保及び公民連携による相互の活性化を図るため、公園施設に愛称を付ける権利（ネーミングライツ）を取得するパートナーを募集することとしたので、お知らせします。

1 募集の概要

(1) 対象施設

- ① いわきグリーンフィールド（多目的広場を含む）
- ② いわきグリーンスタジアム

(2) 募集金額（ネーミングライツ料）

1 年あたり次に示す金額以上（消費税及び地方消費税は別途）を希望します。

ただし、これに満たない金額を希望される場合でも申込みは可能です。

また、両施設を合わせて応募することも可能です。

区 分	募集金額
いわきグリーンフィールド・多目的広場	1,500 万円以上/年
いわきグリーンスタジアム	500 万円以上/年

(3) 契約期間

ネーミングライツの開始時期から 5 年間

※ 開始時期は、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

(4) 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。

※ いわき市広告掲載基準第 4 条に掲げる規制業種（風俗営業等）や暴力団関係者、市の一般競争入札の参加を制限されている者、指名停止等を受けている者などは参加不可とします。

(5) 募集期間

令和 5 年 3 月 20 日（月）～ 4 月 28 日（金）

【ネーミングライツ使用開始までの主なスケジュール】

実施事項	実施時期
募集の開始	令和5年3月20日（月）から
応募書類の受付	令和5年3月20日（月）から4月28日（金）まで
優先交渉権者の選定	令和5年6月下旬頃（受付終了後2箇月程度）
優先交渉権者との協議及び 契約の締結	令和5年7月上旬から8月下旬頃
愛称使用の開始	令和5年10月頃

※ 予定であり、愛称使用の開始時期は、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

(5) 応募書類の提出先

下記、提出先へ持参又は郵送で提出してください。

※ 電子メールやFAXによるものは不可。

〒970-8686 平字梅本 21 番地

いわき市 都市建設部 公園緑地課 管理係（いわき市役所本庁舎 6 階）

2 その他

応募資格や申請書類等の詳細については、募集要項をご確認ください。

なお、募集要項は、市ホームページからダウンロード可能です。

【事務担当】

公園緑地課管理係

電話 22-7518

いわき市 21 世紀の森公園内施設
(いわきグリーンフィールド・いわきグリーンスタジアム)
ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 趣旨

21 世紀の森公園は、いわき市の中核的な交流施設として整備された総合公園であり、園内には、いわきグリーンフィールド（球技場）やいわきグリーンスタジアム（野球場）などの運動施設を備えています。

いわきグリーンフィールドは、本市スポーツツーリズムの更なる推進を図るため、多目的広場も含め、令和 4 年度内に施設の高規格化に向けた改修工事を行ったところであり、今後は、J2 に昇格した「いわき F C」のホームスタジアムとして活用されることとなります。

また、いわきグリーンスタジアムは、プロ野球オールスターゲーム（2013）や WBSC U-15 ベースボールワールドカップ（2016）など、国内外の重要な大会を開催した実績を持つ野球場であり、今後も市の主要施設として活用が期待される施設です。

市では、こうした施設の安定的な管理、運営に資する財源確保及び公民連携による相互の活性化を図るため、公園施設に愛称を付ける権利（ネーミングライツ）を取得するパートナーを以下のとおり募集します。

2 対象施設

- (1) 対 象 いわきグリーンフィールド（多目的広場を含む）
 いわきグリーンスタジアム
- (2) 所在地 いわき市常磐水野谷町竜ヶ沢 308 番地ほか
- (3) 施設概要

施設名称	規模	施設構成
いわきグリーンフィールド	グラウンド（天然芝） 面積：13,500 m ² （150m×90m） メインスタンド 構造：鉄筋コンクリート造 地上 3 階 建築面積：1,384.16 m ² 延床面積：1,779.94 m ²	収容人員：6,400 人（座席数：5,034） 夜間照明：4 基 大型映像装置・スコアボード 諸室：運営本部室、更衣室（2）、ウォームアップ室（2）、ドーピングコントロール室、医務室、審判更衣室、記者室、カメラマン室 等
多目的広場	グラウンド（人工芝） 面積：13,500 m ² （150m×90m）	夜間照明：4 基
いわきグリーンスタジアム	グラウンド（外野：天然芝） 面積：14,190 m ² （中堅 122m、両翼 100m） メインスタンド 構造：鉄筋コンクリート造 地上 3 階 建築面積：8,582.83 m ² 延床面積：16,100.92 m ²	収容人員：29,960 人（内野座席数：14,200） 夜間照明：6 基 スコアボード 諸室：本部室、ロッカー室（2）、控室（2）、医務室、審判員室、会議室（3）、記者室、放送室 等

3 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、法人及び法人役員等が次の事項に該当するものを除きます。

- (1) いわき市広告掲載基準第4条に掲げる規制業種又は事業者該当する者

【いわき市広告掲載基準】

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル（公営競技、公営くじを除く。以下同じ。）に関するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (12) 本市の市税等を滞納しているもの

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (3) いわき市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- (4) いわき市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同項第2号に規定する暴力団員及び同項第3号に規定する暴力団員等
- (5) その他ネーミングライツパートナーとして不適当であると市長が認める者

4 パートナーメリット

- (1) 愛称の周知・普及

施設の愛称に企業の名称や商品名を付与することで、ネーミングライツパートナーは、広告宣伝効果が期待できます。また、ネーミングライツ料が施設の管理運営費用等に充てられることで、地域貢献企業としてのイメージ向上も期待されます。

ネーミングライツパートナーは、施設及び敷地内の名称表示サインや看板等について、変更や新規に設置することができます。

また、市は、愛称の周知や普及について、次のように取り組みます。

ア 施設パンフレットのほか、市が発行する広報誌や印刷物、市公式ホームページ等における施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。ただし、市が条例で定めている名称を併記する場合があります。

また、施設使用者が当該施設名称を使用する場合も愛称の使用を依頼します（ネーミングライツパートナー決定時点で、Jリーグは年間興行が開催中となる見込みであるため、愛称の使用はJリーグ等との協議が必要となる可能性があります）。

このほか、施設パンフレット等の表示は、新規作成分からとさせていただきます。

イ ネーミングライツパートナーとして決定し、契約締結の段階に至った場合、市は共同記者会見等を行い、ネーミングライツパートナー及び愛称の周知に努めます。

(2) その他の特典

ア ネーミングライツパートナーがイベントなどを開催するため、施設を利用する場合に、年1回に限り施設使用料等の全額を免除します。

イ ネーミングライツパートナーの事業理念や事業活動、社会貢献活動等について、施設内においてPRできる機会を提供します。

例：ネーミングライツパートナーの活動紹介パネルの設置

イベントに合わせネーミングライツパートナーが行うPR活動の支援 等

ウ 契約の更新を希望する場合は、優先交渉権を付与します。

5 募集金額（ネーミングライツ料）

1年あたり次に示す金額以上（消費税及び地方消費税は別途）を希望します。ただし、これに満たない金額を希望される場合でも申込みは可能です。提案内容を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定します。

区 分	募集金額
いわきグリーンフィールド・多目的広場	1,500 万円以上/年
いわきグリーンスタジアム	500 万円以上/年

※ 両方合わせて応募することが可能です。

6 契約期間

ネーミングライツの開始時期から5年間

※ 開始時期は、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

7 愛称の条件

(1) 愛称は、公共の施設にふさわしく、また、市民や施設利用者にとって親しみやすい、分かりやすい、呼びやすいものとしてください。

- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
 - オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - キ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの
- (3) 市は、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記するなどの措置を講じる場合があります。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更は行えないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。
- (5) 施設使用者の意向（スポンサーの競合等）により、愛称の使用が制限される場合があります。

8 名称変更に伴う費用の負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物や市HPの表示変更（※2）	○	

※1 敷地内の看板等の表示変更は原則実施とし、その他の道路標識等については、市のほか関係機関と協議のうえ決定します。

また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 印刷物については、改訂時期等も考慮し協議のうえ、変更時期を決定します。

9 ネーミングライツ使用開始までのスケジュール

実施事項	実施時期
募集の公告及び実施要領等の配布	令和5年3月20日（月）から
質問の受付	令和5年3月20日（月）から4月10日（月）まで
応募書類の受付	令和5年3月20日（月）から4月28日（金）まで
優先交渉権者の選定	令和5年6月下旬頃（受付終了後2箇月程度）
選定結果の通知	令和5年6月下旬頃
優先交渉権者との協議及び契約の締結	令和5年7月上旬から8月下旬頃
愛称使用の準備（名称表示の変更等）	令和5年9月から1月程度
愛称使用の開始	令和5年10月頃

※ 予定であり、愛称使用の開始時期は、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

10 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年3月20日（月）から4月10日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）を使用し、質問事項等を簡潔に記載のうえ、提出先の電子メールアドレスに送信してください。

なお、電子メールの件名は「ネーミングライツ・パートナー募集に関する質問（法人等の名称）」とし、送信後、提出先へ電話により受信確認を必ず行ってください。

(3) 提出先

電子メールアドレス：koenryokuchi@city.iwaki.lg.jp

（いわき市 都市建設部 公園緑地課 管理係）

(4) 回答方法

ア 公平を期するため、回答は、市公式ホームページにて令和5年4月7日（金）までに随時公表します。なお、質問者名の公表は行いません。また、質問の回答については、本要領の追加、補足又は修正とみなします。

イ 質問の内容がネーミングライツパートナーの選定に公平を保つことができないと判断した場合には、その質問に回答しません。また、提出期間外や電子メール以外の質問、本要項に関する以外の質問についても、回答は行いません。

11 応募方法

(1) 提出期間

令和5年3月20日（月）から4月28日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類	備 考
① 申込書（様式1）	本要項「3応募資格」の要件を満たしていることを前提とします。
② 法人概要書（様式2）	直近の状況について記載してください。（法人の概要が分かるパンフレット等がある場合は併せて提出）
③ 同意書（様式3）	暴力団等反社会的勢力ではないことを警察等関係機関へ照会することの同意書
④ 法人登記簿謄本	3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
⑤ 国税の納税証明書	直近1か年分で3か月以内に発行されたもの
⑥ 市税の納税証明書	直近1か年分で3か月以内に発行されたもの （市内に事業所等がある事業者のみ）
⑦ 財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書（直近3事業年度のもの）
⑧ 地域貢献活動等に関する資料（任意様式）	地域貢献や文化・スポーツの振興等に対する、支援の実績や今後の計画に関する資料を提出してください。

(3) 提出部数

正本1部・副本1部

(4) 提出方法

下記、提出先へ持参又は郵送で提出してください。

※ 電子メールやFAXによるものは不可。

(5) 提出先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 都市建設部 公園緑地課 管理係（いわき市役所本庁舎6階）

12 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツパートナーの決定にあたり、市が設置する「21 世紀の森公園内施設ネーミングライツ・パートナー選定委員会」を設置し、優先交渉権者等について審査及び選定を行います。

(2) 審査方法

提出いただいた書類をもとに、応募資格を審査した上で、次の審査基準によって総合的に評価を行い、最低基準（評価点の 6 割）以上の評価点を得た者の中から、総合的な評価が最も高い応募者を「優先交渉権者」とし、次いで評価の高い応募者を「次点」として選定します。

なお、応募者が 1 者の場合であっても当該審査は実施し、最低基準以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定します。

また、必要に応じて応募者にヒアリングを行い審査します。

【審査基準（評価項目と配点）】

配点/委員 1 名

評価項目	評価の視点	配点
応募金額	・市の希望金額との比較	40
愛称	・市民等に親しみやすくわかりやすい愛称か ・呼称しやすい愛称か ・対象施設に相応しく、施設の管理運営上に支障が生じないか	30
応募者	・経営の安定性 ・地域貢献や文化・スポーツの振興等への取り組み ・パートナーに相応しい企業理念やコンプライアンスの取り組み ・対象施設に対する理解や価値観	25
その他（独自提案）	・施設の魅力向上や P R に係る提案の内容	5
合計		100

(3) 選定結果の通知

審査結果は、すべての応募者に電子メールで送付した後、書面により通知します。

(4) 優先交渉権者との協議

市と優先交渉権者となった応募者との間で、契約締結に係る必要事項について協議を行います。

なお、優先交渉権者となった応募者との協議が整わない場合は、次点の応募者を優先交渉権者とし、協議を行うものとします。

また、当該施設は指定管理者制度を導入しているため、指定管理者との調整を要する事項について、必要に応じて指定管理者を交えて協議することとします。

※ 現指定管理者（一般財団法人いわき市公園緑地観光公社）と事業目的が競合する者等は、ネーミングライツパートナーになれない可能性がありますので、留意願います。

13 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

- (1) 優先交渉権者との協議が整った場合は、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。
- (2) ネーミングライツパートナーとして決定し、契約締結の段階に至った場合、記者会見等を行うほか、契約締結後、当該法人の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページに公表します。

14 その他

- (1) ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。その場合において、既納のネーミングライツ料は返還しないものとし、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。
なお、契約の解除に伴いネーミングライツパートナーやその関係者に損害が生じた場合においても、市は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 応募に係る一切の費用については、すべて各応募者の負担とします。
- (3) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。